

議案第13号

八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）</u> <u>第6章 補則（第17条）</u> 附則 第4章 災害援護資金の貸付け 第12条～第14条（略） （償還等） 第15条（略） 2（略） 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u> <u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項を調査審議するため、八幡浜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置くことができる。</u> <u>2 支給審査委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に</u>	目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 補則（第16条）</u> 附則 第4章 災害援護資金の貸付け 第12条～第14条（略） （償還等） 第15条（略） 2（略） 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予</u> については、 <u>法第13条第1項及び令第8条から第11条まで</u> の規定によるものとする。

関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 補則

(委任)

第17条 (略)

第5章 補則

(委任)

第16条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給審査に係る委員会の設置その他所要の改正を行うため。